

# 東洋史研究

第三十九卷 第一號 昭和五十五年六月 發行

## 宋代の牙人

宮澤知之

### 緒言

#### 第一章 宋朝と牙人

##### 一 經濟官廳の牙人

##### 二 地方官と牙人

#### 第二章 牙人の機能

##### 一 本來の機能―周旋

#### 二 仲買業への進出

##### (1) 業務形態より見た仲買進出の契機

##### (2) 仲買業の成立

##### (3) 牙人に對する課税

#### 第三章 宋朝の商業統制

### 結語

### 緒言

中國における傳統的な商人の區分は「商賈」すなわち移動商人たる客商と定住小賣商人たる坐賈（鋪戶）であった。何れも商品をみずから賣買する商人であるが、この外に商人と商人の間に立つて兩者を斡旋し取引に立會う所謂牙人が存在した。古く駟儉と呼ばれた牙人は、五代後唐の時「在京の市肆、あらゆる絲絹・斛斗・柴炭、一物已上、皆な牙人あり」、宋初に「數十年ならざる間、賈區は白社より夥しく、田に力むるもの駟儉より鮮し」といわれた如く、唐宋間に著しく輩出した。さらに南宋代に入ると、例えば江寧府で「米價低昂の權、又た牙儉の手に倒持さる」とか、「客舟稀少なれば價

即ち踴貴す。これを抑うれば則ち米來たらず、これを聽せば則ち民食たみけに艱しむ。常平纔かに數千斛のみ、府廩又た餘積無し。官は既に以て平を持するなく、其の權盡く牙儉に出づ<sup>③</sup>」といわれているように、牙人は物價を左右し、時には一都市の商品流通を支配しうる實力をもつに至っていた。宋代商業史の顯著な事實として牙人の擡頭を擧げることができるだろう。

一般的に言えは、中國前近代における流通經濟の展開は唐宋變革期を劃期として新しい段階に突入した。農業生産物の流通擴大と流通機構の發達が、都市と農村の經濟關係すなわち社會的分業を發展させたのである。宋代における牙人擡頭の事實も、彼らが仲介という流通機構の結節點たる機能を果していたことを考えるならば、その背景に社會的分業の發展があることを當然豫想することができよう。

ところで牙人を考察の對象に取り上げるとき見落してならないのは國家との關係である。明清のことであるが、牙人は牙帖制度の導入によって、營業權、業種、定員などが定められ、清代には徵稅機關の役割をも果していた<sup>④</sup>。つまり明清の牙人は國家の強い規制をうけ、國家の商業政策と深い關係をもっていたのである。宋代においては牙帖制度が檢證されておらず、明清の牙人の存在形態とかなりの懸隔がある。後世の牙人と國家の密接な關係を考慮するなら、その前史として宋代の牙人についても國家との關係を問う必要がでてこよう。また、唐宋閒における流通經濟の進展は國家の商業把握のあり方を變化させた。市制の崩壞、市易法の施行と挫折など、宋朝の商業政策上重要な問題はこの時期におこっている。宋代の牙人が社會的分業の發展とともに擡頭してきたのであれば、牙人に對する宋朝の對策を見ることは、國家の商業把握の方向を考察する上で有效な手段となるに違いない。

さて牙人の重要性については早くから注目され、稻葉岩吉、小林高四郎氏らによる先驅的な研究<sup>⑤</sup>のほか、最近では斯波義信氏による包括的具體的な研究<sup>⑥</sup>が行われて、牙人の沿革、業種、機能についてかなり明確にされている。本稿はこれらの研究を踏まえているが、さらに牙人擡頭を社會的分業の一環として捉えるために、次のような點に注意を拂いたい。そ

これは牙人機能の性格を異にする二側面、周旋機能と仲買機能を辨別することである。というのは、二つの機能によって牙人の商品流通への関わり方が全く異なってしまうからにはかならない。

もし周旋業者であるなら、買買當事者を相互に斡旋することによって手数料を取得し収入とするだけである。換言すると、他人間の商行爲の媒介を業務とし、みずから商行爲の當事者になることはない。それは現代、仲立營業といわれるものの範疇に含まれる。次にもし仲買業者であるなら、自己の計算もしくは他人の委託によって商品を購入して他の商人や製造業者に販賣し、利潤は商品の取引價格の差の中から得る商行爲の當事者である。

つまり両者は商品に對する所有權の有無、利益の源泉に相違があるのみならず、商品の交換過程に對して直接に介入するか否かという點で決定的な相違がある。單なる周旋が交換の外部に存在するのに對し、仲買機能の場合は、購入—販賣という流通過程の連鎖を伸ばし市場を擴大させるものである。もちろん個々の牙人は兩様の營業を行うこともあったに違いないが、本來「會買」を原義とする賈儉、すなわち周旋を本業とする牙人がいつ仲買業に進出したかという問題は重大である。仲買機能の分化擴大は商品流通の發展を端的に示すものだからである。そこで本稿では、ひとまず牙人の機能を周旋と仲買に大別し、兩者の總稱として仲介の語を用いることにする。<sup>⑥</sup>

以下、牙人の國家經濟に占める役割と市場での機能を考察することによって、唐宋間における社會的分業の發展の一面を論じ、さらにこれに對應して變化した宋朝の商業統制の方向を探ってみようと思う。

## 第一章 宋朝と牙人

### 一 經濟官廳の牙人

3 宋代牙人の存在形態は多種多様であり、それぞれに特徴がある。その特徴の一つは國家と深い關係をもつものがあるこ

とである。經濟官廳が雇う牙人、地方官が用いる牙人などである。文獻の上では、前者の牙人は五代ごろからぼつぼつ現われ始め、有名な市易法で市易務に登用されて以後堰を切ったように現われる。つまり經濟官廳による牙人登用が本格化したのは市易法以後のこととみてよいだろう。市易法そのものの意義はあとで問うことにして、ここでは市易法實施による牙人の動向から論じることしよう。

牙人は唐末五代以來、流通機構において独自の位置を占め始めていたが、全體的には邸店と密接な関係をもつ商人であった(後述)。市易法によって牙人が邸店とともに失職したといわれているのは、牙人が邸店の下請的な存在を完全に脱却していないことによる。彼らは新法の非便を訴えて官司の出方を試したり、公然と市易務に對抗する<sup>①</sup>など抵抗を試みているが、新法の前には屈せざるを得なかった。

ところが一方で新たに市易務に雇募された牙人の利益は莫大であった。

市易の患、天下を被い、民の産を破る。而して利は皆な牙僧胥徒に歸し、以て復た民に還す可からざるなり。(『長編』卷三九一、元祐元年十一月戊午、王覲の言)

市易務の商業行爲の規模が大きいだけに關係した牙人の利も大きかったのである。牙人は經濟官廳に雇われることの利を知ったであろう。そして宋朝もまた牙人を使うことの便を知った。市易法廢止後も宋朝は次々に牙人を經濟官廳に登用するようになる。市易法が牙人に及ぼした影響の一つは、結果的に牙人を邸店より切り離し、國家の經濟機構の中に組み込む道を開いたことである。

では牙人は經濟官廳においてどのような機能を果たしたのであろうか。残念なことに市易務での業務内容等は多くを知ることができない。今は資料が豊富に残っている四川權茶法を通じて官廳牙人の具體像を知り、さらに他の官廳での業務を参照して、一般的機能を再構成する方法をとる。

〔四川權茶法の牙人〕

A、牙人は抵産を入れて茶場に雇われる。その際、物力保識のあること即ち財産を多く所有し、さらに保證人を立てる必要がある。<sup>④</sup>

B、茶場は事務の繁簡に應じて牙人を雇う。ある茶場では十二名の牙人が用いられている。因にその茶場の管轄する園戸は三百戸で、三千人とも五千人ともいわれている。<sup>⑤</sup>

C、園戸の茶は盡く茶場が收買するが、代價は預借息錢・驗引錢・頭子錢・稅錢など多くの名目で削られ、現實には半分以上になる。そのため園戸は毎春、錢糧の給貸をうけねばならない。その際牙人は保任、即ち官錢の缺損を防ぐため園戸の保證人となり、前貸事務を行う。茶の納入時には等第數量を確認するため驗引秤量する。また自己の金錢を立て替えて收買することもある。<sup>⑥</sup>

D、四川の茶場は、茶の他に織物から金銀・楮皮・賤紙・香藥・米豆に至るまであらゆる物品の賣買を行い、「博易茶場」といわれる。牙人・公人が民間からこれらの物品を強制的に集める役目をもつ。<sup>⑦</sup>

E、茶場の牙人は公務に従事するので胥吏と同様、人吏法の適用をうける。<sup>⑧</sup>

F、牙人の収入は牙錢である。その率は毎斤五十文につき三文、つまり六％である。これは郷例によつたものという。<sup>⑨</sup>

G、牙錢は、園戸に支拂うべき代金から差し引いてプールし、月の閑忙に従つて支給される。餘りが生じた場合は官收とする。<sup>⑩</sup>つまり牙人から見れば月給であり、直接園戸から得ることはできない。園戸から見れば否應なく徴收されるもので時には牙稅といわれる。<sup>⑪</sup>

H、牙人の収入は牙錢に止まらない。茶に歲額が定まっているため、茶場がそれ以上の息錢を得た場合、監官・胥吏・牙人の間で配分される。<sup>⑫</sup>

次に經濟官廳の牙人の特色を整理する。

〔雇募〕

官廳の牙人は雇募によって充當される。その際、市易法に抵産の規定はないが、四川權茶法では抵産を置くことになっている(A)。他の官廳では確認できない。ところで紹興六年、太府寺が牙人を募集した時、初め一貫の取引につき牙錢五文を支給するという條件であったが、應募する者がなかったため、さらに二十文が加えられている。つまり牙人の應募は自發的な意志に基づいており、行戸の負擔する行役とは本質的に異なっていた。それ故、應募に競争者がいるとき、抵産は權利獲得の手段になったであらう。逆に官廳の牙人となるためには、ある程度の資産が必要だったことになる。

また雇募には定員があった。四川權茶法では一茶場十人程度(B)、太府寺では四人が配置されている。官廳の扱う物資が大量であることを勘案すると、牙人一人當りの扱う數量も相當大きいはずである。

### 〔牙錢〕

何れの官廳も牙錢を支給する。四川茶場は郷例により六%(F)、太府寺は初め〇・五%、のち二・五%、南宋權場の法では一貫につき二十文、そのうち九割は官收とし一割を牙人に支給するとあるので〇・二%、南宋和糴場は〇・一二%を現物で支給する。⑧

				官廳の牙人	民間の牙人
南宋	6%	茶場	6%	郷例	
	0.5% ↓ 2.5%	太府寺			
	0.2%	權場	(2%)	郷例?	
	0.12%	和糴場			
			Cf. (10~20%)	米鋪戸⑧	

この表によると、牙錢の率は従来いわれてきたほど高くない。むしろ意外なほど低い。おそらく官廳での牙錢は民間に

比べてかなり低率だったと考えられるが、にもかかわらず官廳の雇募に應じることには大きな利があった。

また牙錢は、四川榷茶法で園戸からの徴收分がふりむけられていたように(G)、南宋の榷場、太府寺でも客商から官が徴收し牙人に支給する。官廳は牙人に牙錢の收納を自由にさせていないのである。牙人は單に官廳を交易場所としたのではなく、官廳の一員としてその統制をうけていた。従つて公務中は人吏法が適用される(E)。だが牙人は胥吏ではない。畢竟、胥吏は職役義務で徴發される者とみなされたのに對し、牙人は自己の意志で官の雇募に應じる者である。

#### 〔業務〕

品質検査と價格評價は官廳の牙人の主要な業務である。官廳の物貨買上げに伴う検査、評價の事例は極めて多く、ことに南宋で著しい。例えば市易法で物貨買上げの際、行人・牙人・客商の三者合議で取引價格を決定するほか、通商法施行地域の茶場、太府寺、編估局、和糶場などで知られ、また方田事務、官田の租佃と出賣、民田の買上げなどにおいても検査評價を行う。時には胥吏である胥子に代わつて用いられたこともある。以上の舉例から南宋代ではおそらく殆どの經濟官廳に牙人が配備され公務を擔當していたであらう。

その他の業務としては、四川茶場のように民間に派遣されて諸物貨を集めたり(D)、南宋の稅務の如く商稅の徴收にあたることなど、官廳によつて異なる内容があった。また直接宋朝の對外政策上の利害に關わる特殊な場合は榷場の牙人である。北宋では北邊四榷場の牙人は北客から邊情を探つて報告することになっており、南宋の榷場では、宋金雙方の客商が相見えて商談することを許さず、牙人が兩者の間を往來して取引を成立させるのである。

さて、經濟官廳の牙人業務をふりかえてみよう。まず牙人の主要な業務である検査・評價は、彼らの周旋機能に立脚したものである。そこで行われる商行爲が多くの場合、官廳と民間商人との間で成立するのであるから當然のことであるが。

また官廳への登用が市易法以後急速に増加し南宋代に一般化したことを見ると、宋朝が牙人機能の重要性を認め積極的

に活用していったさまが覗える。しかしその活用の方法は、行戸が市易法廢止後再び行役の負擔を免がれなかったのとは對照的に、いわば官の一員として存在させるやり方であった。宋朝にとって牙人は國家の側につけるべき對象であった。

一方、牙人にしてみれば、官廳に用いられることは巨大な利益が保證されることであつた。それは國家の營む商行爲が大規模であつたことにもよるが、扱ひ量に比して少ない定員が決められ獨占的に物資を扱えたからでもあつた。牙人は國家との關係を強めて經濟的實力を擴大することができたのである。彼らはこぞって官廳に用いられることを望んだであらう。次の一例は既に賣羊官圈（官營養羊場）の牙人であるにもかかわらず、さらに獨占を圖つた楊康なるものの進狀である。

乞うらくは、毎歲、羊を賣つて抽分したる牙利錢二萬三千緡を獻納し、太廟景靈宮の大小酌獻の支用を應辦し、并びに内膳御膳の羊七百二十口、錢に計つて一萬緡を買獻すれば、自今猪羊圈の交易は並びに餘人の干預を許さざらんことを。（『繫年要錄』卷一七一、紹興二十六年五月丙辰）

楊康は結局「朝廷を輕量し、一府屠宰の利を擅にせんと欲す」という理由で處罰をうけたのであるが、一年間に獻納することを願ひ出た牙錢の額の大きさといい、一牙人の國家に對する關係といい、興味深い事件である。

ここで宋代の文獻に現われる「官私牙人」に觸れておこう。かつて小林高四郎氏は有力な根據は示されなかつたが、『五代會要』に初めて現われる「官牙人」なる呼稱に論及され、市易牙人の如く、原則として庶民間の商行爲に關係せず、主として宮廷政府の財貨の賣買に干與したものでないかと推測された。これに對し、斯波義信氏は、中國の取引法に賣買物件によつて立契すべきものと立契を要しないものとの區別があることに注目され、立契を要する不動産・主要動産を扱う牙人を官牙、立契を要しない普通動産を扱う牙人を私牙と考えられた。

私は、宋代の文獻に「官私牙人」が立契の要と不要に關係なく現われている例があることから、基本的には小林氏の方向が妥當であらうと思う。先に述べた官廳の牙人は、四川榷茶法で「抵産を通過して官に在り」といわれているように、

民間の牙人と區別されていたに違いない。これが「官牙」と稱されたものであろう。とすれば、對立概念である「私牙」は民間の牙人をさしたことになる。そもそも「私牙」なる呼稱は宋代の文獻で單獨に用いられることは極めて稀であり、「官牙」單獨の用例が多いことと對照的である。「私牙」は「官私牙人」と並稱されてこそ意味をもつ語ではなかったであろうか。「私牙」という語は一般の牙人を指稱する故にむしろ用いられず、「官牙」は官廳に屬する特權牙人である故に多く現われると考えたい。また一應、明清の如く官牙に官許牙人、私牙（私充牙行）に無許可牙人の意味が含まれていないかということを考えてみる必要もあろうが、宋代の私牙に無許可の意味はない。

従つて本節は官牙人の機能を述べたことになる。北宋以後、牙人は官牙たることによって國家の商業行爲に關わるようになった。だが宋朝と牙人の關係はこれに限定されず、南宋代には一般の私牙人にも擴大されていた。

## 二 地方官と牙人

南宋代、國家財政は對金防衛の軍事費増大などによって中央においても地方においても惡化していた。兩稅收入の急激な増加が期待できない以上、増徴の期待は課利收入に向けられたが、とりわけ商稅は重要な稅目として増額を免れなかつた。宋朝は北宋末に一分増收、南宋初めに三分または五分の増收を決定したが、地方にあつても稅場の濫設、附加稅の増徴、免稅物品への課稅などあらゆる手段を用いて増收が圖られていた。それは地方が中央の財政難を轉嫁された結果であつた。だが本來、商品流通の基礎の上に商稅は成り立つものである。商稅の濫徴は商品流通を阻礙した。ことに米穀を中心とする日常消費品は流通を促すために免稅の方針が立てられていたのである。これへの課稅は大きな影響が生じた。政府はたびたび禁令を下しているが、地方は一方で増收も圖らねばならなかつたのである。南宋代の地方官にとって増收と流通促進とは同時に解決しなければならない大きな課題であつた。

それでは地方官は如何なる流通政策をとつたであろうか。ここで浮び上がってきたのが牙人活用であつた。まず當時の基幹商品であり最も流通に意を注がねばならなかつた米についてみよう。

『景定建康志』卷二三、平糶倉、咸淳元年七月の馬光祖の判は、市價騰貴時の措置を記す。

一、青黄交わらず市糶驟かに貴きに遇う毎に、先ず牙人を換上して時直の實價を供具せしめ、卻つて時價中より價二分を減じて出糶す。謂如時價たとほ每石二十貫なれば則ち減じて十六貫と作すの類なり。

市價が騰貴する場合には、まず牙人を出頭させて時價を報告させ、その上で官倉米を賣り出して時價を下げるのである。宋代において時價の報告はだいたい行戸が行つたと考えられるが、ここでは牙人が報告している。牙人が時價の動きを掌握していると認識されたわけである。

次に歐陽守道『巽齋文集』卷四、與王吉州論郡政書は、吉州の米流通の困難さを述べたあとにいう。

今榜牒を出給して諸縣に勸諭し、米を放つて通行せしむるを得んと欲す。仍お牙人を責令して諸縣に前往し糶する者を招誘せしむ。如し米缸、口岸を經過するに輒ち邀阻に遇うこと有らば、米主及び牙人に仰せ州に赴いて陳訴せしむ。則ち旬日の内、米價禁ぜずして自ら減せん。

米が現實に不足する時には、牙人におそらく通常の活動範囲を出て米商を集めさせるといふ。そしてその際、口岸の税務が妨げないよう配慮している。

また逆に米がだぶつく場合は、『晦菴先生朱文公文別集』卷九、措置客米到岸民戸收糶不盡曉諭に、

今來漸く客旅の米穀を興販して到來する有り。如し民戸收糶して盡さざるの數有らば、牙人並びに有力の家をして收糶停頓し、接濟に準備せしむを許す。

といい、牙人や資産家が收蓄して不足の時期に備えることを許している。これは既に引用した前二者の例が必ずしも牙人の仲買機能だけを利用したものと言えないのに對し、明らかに仲買機能が活用されたものである。

このように南宋の地方官は米流通策に牙人を用いたが、これが宋朝の基本政策であったかどうかはまだ判断できない。いちおう地方流通機構における牙人の機能を確認するに止める。

ここで南宋代、地域によっては牙人が米市場を支配しえた原因を考察してみよう。もちろん地方官が流通政策の鍵として牙人を用いた背景には、流通過程における牙人の重要性が増していた事實が存したのであるが、さらに地方官と結びつくことによって牙人は市場での發言力をより以上に獲得できたのである。そして牙人が流通を掌握すること自體は、地方官にとつても都合の悪いことではなかった。なぜなら地方官が流通を把握するためのポイントがそれだけ一元化することを意味したからである。

しかしこれには危険が伴った。『晦菴先生朱文公文別集』卷九、措置賑卹糶糶事件に、

尋常、客人の糶米、必ず牙人を經由して方ためて敢て糶するも、常に邀阻して牙錢を多抽するを被る。是れ任糶を肯んぜざるを致す。といっているのは、流通が牙人の獨占的な仲介を経てかえって阻碍された例である。

現實に力をもつに至った牙人を統制するには、基本的に官倉の運営が順調に行われ官の直接的な市價操作が有効に働く必要があった。官倉米が不足すれば、官による市價統制は困難となり、牙人による市價操作がまかり通った。本稿緒言引用の江寧府米市場の状況は、まさにこのような事態がもたらしたものであったのである。

さて米の流通以外にも地方官による牙人利用は見られる。例を挙げよう。

版曹、綿絹を諸郡より歲買するに、時估を以て價を定めず、率ね官價を以て民を抑す。碎廳、諸縣を督し、諸縣、牙僧を責め、紛紛追擾して民みな怨咨す。(『宋會要』刑法二の一四〇、禁約、嘉定八年五月十二日)

戸部歲買の綿絹は、中央から地方へ次々にノルマが課せられ、縣段階では牙人を使って民戸から集めていたのである。このような事例はいくつかあるが、次の婺州義烏縣の記事が最も詳しい。

詔す。婺州義烏縣は糧戸・牙人を放散して其の買賣に任せ、條に依つて收稅せよ。縣を離るる五里外に巡欄し、村民を抑勒するを得

す。仍お諸處の州縣に下し、稅場を私置し客旅を邀阻するを得ず。所在の帥憲をして常切に覺察せしめよ、と。是より先、義烏縣、山谷の民あり、羅を織りて生を爲す。本縣乃ち盡く八郷の櫃戸を拘し、籍するに姓名を以てし、其の織る所の羅帛を掠つて官に投稅せしむ。民甚だこれに苦しむ。是に至つて臣僚言あり。故に是の命あり。〔宋會要〕食貨一八の四、商稅、乾道四年九月五日〕

これによると、義烏縣では八郷の櫃戸・牙人をすべて登録し、彼らを使って機戸から羅帛を強制的に買い上げたり（羅帛は婺州の重要な上供物である）、收税したりしていた。明らかに縣が民間の牙人を財政政策に利用していたことが分る。これに對する詔が義烏縣をとくに指定していることに注意すれば、地方によって事情が異なること、地方官の裁量によって牙人を動員していたことが覗える。

このほか、牙人は官物の賣却、買入も行った。官物賣却の例として鹽の場合をあげる。

鹽價既に高く、官司發泄するに従し無し。是に於いて、これを屬官に各おの若干袋を分ち、官屬又たこれを牙儉に派し、これを市井郷村の無頼の徒に散ず。鹽一たび入手すれば、則ち若しくは吏、若しくは牙儉、若しくは包賣の家、醉濃飽鮮し乘肥衣輕する者、大抵皆な鹽なり。（徐鹿卿『宋宗伯徐清正公存稿』卷一、上殿奏事第二劄）

鹽價が高騰して滞貨した時、上から下へ鹽賣却の責任が轉嫁され、結局市場に明るい牙人が使われることになる。しかも牙人はそれを蓄財の手段としてしているのである。

買入れの例では、

糯米の收糶、これを州縣に責む。窮荒の邑、艱歎の歲と雖も、數を坐<sup>つ</sup>ねて地下し、免るを得る者無し。牙儉を監勒して舟船に科率し、至る所顧然として人命に堪えず。其の害一州に止まらず、且に一路に及ばんとす。（眞德秀『西山先生眞文忠公文集』卷九、潭州奏復稅酒狀）

州縣官が牙人を用いている點、他の諸例と同じである。

以上の如く、南宋の地方官は管轄地域の流通を促進するために、また上から課せられた財政政策を遂行するために、牙人を多く用いた。だがこの時活用された牙人は官廳に屬する者とは限らず、廣く一般の牙人に及んでいた。宋代における國家と牙人の結びつきは、北宋以來の經濟官廳と官牙人の關係のほか、南宋代には地方官と私牙人という關係が加わって一層緊密になっていたといえる。そしてこの二つの關係は、牙人の機能の點から見れば少し異なる面をもっていた。經濟官廳における牙人登用が彼らの本來の業務である周旋機能に基づくものであったのに對し、南宋における地方官と牙人の結びつきは、米流通に見られる如く、新たに彼らの仲買機能をも利用した幅廣い關係であった。宋朝にとって活用すべき牙人の機能は、その性格を變えていたばかりでなく、流通政策の施行に缺くことのできないものになっていたのである。ではこのような牙人の機能の變化はどのような背景が生み出したのであろうか。この問いに答えるためには牙人の市場における機能そのものが検討されなくてはならない。

## 第二章 牙人の機能

### 一 本來の機能——周旋

周旋すなわち取引を斡旋し立會う業務は、牙人本來の業務であり、古代より民國に至るまで普遍的に見い出すことができる。ここでは取引物件の違いによって二つに分類する。

第一は、立契を要する土地家屋（不動産）の賣買、牛馬人身（主要動産）の賣買と雇傭を周旋し、契約文書を作成して牙契稅（取引稅）を徴收する業務である。不動産賣買周旋人たる莊宅牙人のほか、牛馬牙人、女傭などがこれにあたる。また船舶仲立人として船戸と客商を仲立ちし運送契約を成立させる船牙（船行）も含めておく。これらの具體的業務については、仁井田陞、斯波義信兩氏が既に詳しく述べられたところである。<sup>80</sup>

第二は、立契を要しない一般商品の取引に際し、客商のために取引者を斡旋する業務である。この業種の發展は邸店との關係が深い。唐中葉以後、客商の活動が活潑になると、邸店は客商のための取引助成に乗り出し流通機構の中で重要な位置を占めるようになったが、この過程に對應して邸店の依頼をうけて取引者を斡旋していた牙人の力量も次第に強化されてゆく。それは唐朝が脱稅防止のため、邸店及び牙人の取引立會權を法的に強化したことにも一因があった。こうして宋初には、邸店や牙人の市場に對する影響力は看過できないものになっていた。

だがここで注意しておきたいことは、同じく仲介商として業務を擴大してきた邸店と牙人の相違である。邸店が他人の委託による物品の購入販賣を自己名儀で行う問屋としての機能を果たしたのに對し、牙人はあくまで取引者を斡旋する周旋人としての機能を果たすにすぎなかった。この違いによって牙人は市場での仲介機能を増してきたといつても、その業務が邸店の依頼による周旋に止まる限り、邸店以上の發言力を獲得することは難しかった。牙人が商品流通を掌握し時には市場を支配すらしうるためには、獨自の存在意義を獲得しなければならなかったに違いない。

以下、私はこれを仲買機能に求めよう。なぜなら、南宋の米市場は「歉歲、穀價翔踊するは、多く市井の牙儉と停積の家觀望し、遏糶增價するに緣る」(『宋會要』食貨六八の九八、賑貸、慶元元年二月十一日)といわれ、牙人や停積の家の賣りおし、價格つり上げが、米價騰貴の原因であると指摘されているからである。ここに見える牙人は穀物を所有し、しかも市況に應じて賣り出している。それは周旋ではなく仲買を行う牙人の姿なのである。

## 二 仲買業への進出

### (1) 業務形態より見た仲買進出の契機

既に述べたように、本來、周旋と仲買では流通に關與する仕方が全く異なっている。それ故、牙人が周旋から仲買へと

業務をいきなり擴張させたと考えるよりは、その間に仲買を可能ならしめた業務の介在を想定した方が無理がない。

まず商品の分散過程では、邸店が基本業務から他業務に進出したのと同様に、牙人もまた客商のための委託販賣を行うようになつていた。それは多く除賣（掛賣）の形態をとつた。『夷堅乙志』卷七、布張家は典型的な除賣の事例として知られている。

邢州の富人張翁、もと小商の布貨を接するを以て業と爲す。……久しくて大客あり、馬に乗り徒を従え、布五千疋を賣して入市す。大狙争つてこれを迎う。客曰く「張牙人在りや、吾貨らしめん」と欲す」と。衆嗤笑するも爲に張を呼びて來さしむ。張辭して曰く「家貨の有する所、數萬錢に滿たず。此れ大交易なり。願わくば別に豪長の者を選ばれよ」と。客曰く「吾固より翁を煩わさんと欲す。ただ好き鋪戶を訪れてこれに除賣し、契約を以て我に授けよ。我れ郷に還り復た來たつて錢を索むを待つも未だ晚からず」と。張、勉めて其の言の如くす。

除賣については、早く加藤繁氏が注目され、宋代の商業發展がその盛行を生み出したこと、牙人の保證によつて成立したことなどを述べられている。『作邑自箴』の牙人取締りの規定も除賣の公正を圖ることが一つのねらいになつていたのである。

さて、除賣での牙人業務は客商のために好鋪戶を求め、鋪戶に作成させた契約（加藤氏によると約束手形的一种）を客商にわたすことである。これは鋪戶を周旋する業務から派生したものであり、取引は客商と鋪戶の間で成立する。ところが地方をとびまわる客商は、商品の買手が見つかるまでに再び他の地方に立ち去ることも多かつた。客商と牙人、客商と鋪戶の間の信用關係に基づく除賣がこれを可能にしたからである。牙人は手許に預つた商品の買手を求めて奔走する。だが客商にしてみれば取引相手が鋪戶である必要はなく、牙人に商品を買ひうけるだけの資産があれば、彼に賣り渡した方が現金取引であるだけに好ましかつたに違ひない。私はこうした除賣慣行が、牙人をして商品の所有權をもつ商人すなわち仲買商人に轉化させた業務面での一契機であり、除賣慣行の成立によつて市場關係が一舉に擴大したと考える。

また商品の蒐集過程についても同じことが言える。『夷堅支癸』卷五、陳泰寗夢に、

撫州の民陳泰、布を販するを以て家を起せり。每歲輒ち本錢を出捐して崇仁・樂安・全溪の諸債戸(債)に貸し、吉の屬邑に達す。各おの  
 駟ありて其の事を主る。六月に至れば自ら往きて斂索し、率ね暮秋にして乃ち歸る。

とある話は、牙人が客商のために前貸、集荷を行った事例であり、また後文引用の五代後唐の牙人仲買の記事は邸店から委託された集荷業務が発展したものと考えられる。ここにも商品に對する權利をもたない單なる集荷から仲買による集荷へと業務を擴大しうる契機が存する。

## (2) 仲買業の成立

資料の上では唐代中期ごろから牙人の頻出が目立ち始め、牙人に對する法的規制もしばしば發せられている。しかしそれらは邸店主人と並列され、取引の公正と脱稅防止の目的からなされたものが多かった。つまり唐代までの牙人は未だ周旋人の域を出ていなかったと考えられるが、宋代になると、周旋行爲を示す「引領」「接引」等の語のほかに、「接買」「入糶出糶」「輾轉貨賣」等の語も牙人の商行爲をさす語として使われている。注意を要するのは、糶糶、貨賣などは交易一般をさす用語でもあるので、これらが周旋の場合にも用いられなかったかということであるが、少くとも現實に牙人が商品を買入れ、さらに他の商人に賣却する行爲が見られる時、仲買業を營んでいると判断できる。

さて、如上のことに注意して事例を集めてみると、五代後唐同光二年(九二四)の記事が初見である。

鄉村、斛斗を糶貸し及び薪炭等の物を賣るとき、多く牙人の城外に接賤糶買し、房店に到つて價を増して邀求するを被る。遂に貧困の家をして嘗(なま)に貴物を買わしむ。(『冊府元龜』卷一六〇、革弊、同年二月)

これによると、牙人は、農村から都市へ流通する米穀・薪炭などを城外で待ちうけて安く買いたたき、さらに邸店に持ち込んで高く賣りつけている。當時このような牙人仲買が次第に廣まっていたらしく、後唐朝から物價騰貴の元凶と見做さ

れるようになった。天成元年（九二六）十一月二十一日には次の敕が發せられている。

在京の市肆、凡是絲絹・斛斗・柴炭、一物已上、皆な牙人あり。百姓の將到れる物を貨賣し、時物騰貴し、百姓困窮するを致す。今後宜しく河南府をして一切に禁斷せしむべし。如し是れ産業・人口・畜乘なれば、須らく牙保に憑るべし。此の外は並びに輒ち置くを得ず。仍お兩軍巡に委し、覺察して切に捉獲を加えしめよ。如し違えば並びに當に嚴斷すべし。（『五代會要』卷二六、市）

つまり産業人口畜乘といった立契を要する取引のみ牙人・保人の仲介を認め、それ以外の絲絹以下、立契を要しない取引には認めないというのである。従つて牙人仲買は禁止の對象となつてゐる。この敕は特に河南府を指定してゐるので他地域にも同様の禁令があつたかどうか明らかでないが、國家が牙人の機能を本來の立契賣買周旋に限定しようとした意圖は見い出すことができる。

次に北宋代では天聖八年（一〇三〇）の事例を擧げることができる。

開封府言えらく、京城浩穢たり。郷莊の戸、柴草を殷載のすえ入城貨賣すること少なからず。多く在京の官私牙人の城を出て接買し、預め先に商量して價例を作定し、些小の定錢を量與して收買するを被る。本主期せず、却つて牙人、車牛を牽拽せしめて輾轉貨賣し、更にもと商量したる價錢外に錢數を剝取るを被るを。稍や貨賣未だ盡さざるに似たれば、又更に元數の柴草内に於いて斤兩輕少なりと誑稱して價錢を減落し、人戸車牛を住滯して盤纏を枉費せしむ。府司曾て榜を出だし曉示鈴轄すと雖も、終に未だ斷絶せず。欲し乞うらくは、特に指揮を降して止絶されよ。如し違犯あれば並びに乞うらくは、重く斷遣を行われよ。賣る所の柴草は人戸の自便に従つて貨賣するに任せ、及び廂巡人らをして常切に覺察收捉し官に送つて勘斷せしむ。貴ぶ所は裏に違ふことなり。これに従う。（『宋會要』食貨三七の一、市易、同年三月）

17  
ここに見える牙人も後唐のときと同様、郷村人戸のもたらす柴草を城外に出て買いたたいてゐる。そしてその際、代金とは別に秤量の手數料と思われるものも取つてゐる。こうした牙人の商行爲に對し開封府はいくどか榜を出して禁止したが、ついに効果を擧げることができなかった。宋初、國家の「人戸が自便に従つて貨賣するのに任す」という方針は維持

するのが困難になっていたといえる。だが宋朝はこのときにはまだこれを堅持しようとしていたのである。

五代北宋を通じて牙人が仲買を行っている事例はそれほど多くなく、しかも國家が全面的に公認してはいないのであるが、南宋代に入ると状況はがらりと變わる。二三例拾つてみよう。

王炎『雙溪類彙』卷二一、上趙帥

蓋し臨江軍市の牙儉をなす者、例ね皆な貧民なり。百斛の求售ありと雖も、亦た錢本の以て收蓄すべき無し。毎日止は郷落の細民、歩擔して市に入り牙儉の門に坐してこれを市る。細民、大槩錢を携え升斗を分糶して去る。故に米賤きの時、負販する者は則ち售れざるの憂いあり。米貴きの時、日を計つて糶う者は則ち絶粒の病あり。

歐陽守道『巽齋文集』卷四、與王吉州論郡政書

米缸、曠日至らず。其の僅かに至る者あるも、諸縣の米及び帶郭境内の人家の發糶する所に非ず。而して其の數目希少なれば、牙人と鋪戶、前途守等し先を争つてこれを糶い攘奪するが如し。

右の二例は何れも、牙人仲買が流通過程の一段階として一般的に成立していることを前提として述べられたものである。つまり南宋代には牙人仲買が公認されたこと、その上に立つて宋朝の流通政策が展開されたことが覗える。

だがもちろん牙人が不正の手段によって仲買する場合は禁治された。『晦菴先生宋文公文別集』卷九、約束米牙不得攬攪搬米入市等事はその一例である。

契勘すらく、諸縣鄉村の戸、米を搬して入市出糶するに、多く米牙人の攬攪拘載し、店に在つて水を入れて拌和し、價直を増擡し、小升斗を用いて出糶し、厚利を贏落するを被る。遂に細民、食に艱しむを致す。情實切害、合に約束を行うべし。

以上列擧した牙人仲買の諸例は商品の蒐集過程に關するものであるが、分散過程についてみると、文獻の上ではやや遅れて即ち南宋に入つてから現われる。それは客商と鋪戶の間で牙人が仲買する場合である。一例を擧げると、

詔す。浙西州縣の米價翔貴す。南船、瀕海諸州に載到する有りと雖も、多く米牙人の大斗を用い價を低くして量糶し、私に停め

價を高くして出糶するを被る。仍お温台明越州をして嚴に約束を行わしめよ。〔宋會要〕刑法二の一〇二、禁約、紹興元年六月十九日)

浙西州縣に到着する客船の米穀を牙人が安く買入れ高く賣り出すというものである。この記事は南宋當初であるから、おそらく北宋代から現われた狀況としてよいであらう。

### (3) 牙人に對する課税

牙人が周旋のほか仲買も營むようになれば、それは彼らの税負擔にも反映していると思われる。牙人に對する課税は從來、資料上の制約から殆ど不明であった。推測を加えつつ觸れておこう。

まず小林高四郎氏が紹介された『宋史』卷一八六、食貨志、市易に、

(淳熙元年)詔し、臨安府及び屬縣の交易僱保錢は十の五を減す。七年、諸路州縣の交易僱保錢も亦た十分を以て率と爲し五分を減するを與す。

とある「交易僱保錢」は他に徴すべき資料がなく具體的内容は不明である。しかし「僱保」という語は「牙保」を連想させるので、立契賣買の周旋・保證業務に對する課税とみなして間違いないのではないか。立契賣買では取引當事者から牙契税が徴收されるが、その取引の周旋を業務とする牙人にも何らかの課税がなかつたらおかしい。それが交易僱保錢ではないかと思う。果してそうであるなら牙人の本業が周旋にある以上、宋代を通して課せられたであらう。

次に『慶元條法事類』卷三六、庫務門、商稅、場務令の免稅規定に注目する。

諸穀米麩麥及び柴を客販する者は、其の稅、船の力勝錢を并せて並びに免す。卽し炭及び草木を以て糧食を博糶する者は此れに准ず。仍お牙人の名下に收錢するを得ず。

19 これは免稅對象である米穀等の物品に場務が商稅及び力勝錢を課してはならぬという趣旨であるが、「炭や草木で糧食を

博羅する」郷村の農民に對し、牙人という名目で商税を課してはならぬと附帶されている。逆に言えば、牙人は炭や草木の現物を携帶して場務を通過し商税を納めていたのである。また『晦菴先生朱文公文集』卷一〇〇、約束榜には、

稅務、日逐に收到せる牙客人の合に納むべき河市稅錢、並びに數を盡して拘解せず。

とあり、稅務が牙人や客商から徴收した河市稅錢を自分の懐に入れてしまふという。ここでは牙人と客商が並列されている。

商税や河市稅錢は商品の空間的移動ないし販賣に對して課せられるものである。本來都市内定住商人である牙人が活動範圍を城外に擴大しました農村からも牙人が出現して、現實に商品を移動させる狀況が生じたことによつて客商なみに課せられるようになったと考えられる。そしてかかる變化は宋朝が牙人仲買を公認したことを示している。

以上、牙人仲買の實態を論じた。いくつかの事例を通してみられる特色は次の通りである。

- 一、その出現は十世紀初めであること。が、これは資料上の制約を考えるともう少し遡るかも知れない。
- 二、取引商品は米穀、燃料等の日常消費品であること。
- 三、それらの商品の特に農村から都市への流通に進出していること。
- 四、遅くとも南宋初頭までに、商品の分散過程においても成立したこと。
- 五、少くとも宋初までは公認されていなかったが、南宋では不正を行わない限り、通常の流通過程として成立し公認されたこと。

宋代の牙人仲買には右のような特色が認められた。それなら牙人の仲買進出を生み出した背景は如何なるものであっただらうか。唐宋間、農村では飛躍的な生産力の増大があり、農業生産物は商品として流通過程に投入される部分が擴大していた。生産は自作小作を問わず個別の小農民經營が主體になりつつあった。一方都市はその領域を擴大し非農業人口を

多數かかえた大きな市場に成長していった。このような状況の中で市制に代表される従前の流通機構は、農村から都市へ流通する農業生産物を有効に処理することができなかった。すなわち、市制のもとでは周邊農民と商人は、城内に設けられた商業區域「市」を主要な交易の場として直接に取引する。生産力の増大と都市の成長は、流通量を増加させるとともに、より廣範圍にわたる周邊農村を都市に結びつけた。市制という場所的時間的に限定された流通機構はもはや時代に適合せず崩壊の道を辿らねばならなかったのである。だが都市と農村は何らかの媒介で結びあわされる必要があった。しかもその媒介は農村における個別的で不規則な生産や販賣を都市市場が求める大量で規則的な流通にかえるものでなければならなかった。仲買業という流通の連鎖を擴大する業種が成立した社會的背景はここにある。

だがこの場合、邸店が都市農村間の媒介をなすことはむずかしかった。都市の邸店は概して客商との關係を深化させて問屋機能を果すに至ったものであり、商品を集荷する際にはもともと牙人を使っていたのである。個々の農民を相手とする小口取引は、邸店でなく、牙人の進出すべき對象であった。牙人の仲買は、やはり都市と農村間の流通を擔った城外の定期市が草市として發達し商品流通の網の目を緊密化していったのと同様に、兩者を有機的に連結する歴史的役割を擔っていたのである。

このように牙人の仲買業進出は、唐宋間における農業生産力の發展に基づく都市と農村の經濟關係の變化すなわち社會的分業の發展を重大な要因としていた。そしてこれはまた押し止めることのできない時代の趨勢であった。北宋まで國家が牙人仲買を本來の業務から逸脱した好ましからざるものと認めても、結局はその機能の重要性を認識し、流通政策の鍵として用いざるを得なくなったのである。

### 第三章 宋朝の商業統制

さて、このような社會的分業の發展に對應して、宋朝の商業把握の方法も變化した。本章ではその方向を探ってみよう。

都市と農村の經濟關係の變化は、市制を突き崩し、國家が交易の場を場所的に限定して直接的に統制することを不可能にした。都市市場はもはや國家の強力な統制をうけることなく、資本力をもつ者が寡占する對象となった。ところが宋朝は擴大する商品流通を財政基礎として捉える志向をもっていた。初めて全國的に畫一の制度として施行した商稅制度はその表われであるが、都市居民に對しても坊郭戸として鄉村戸に對置し戸等制を導入した<sup>⑤</sup>。稅役負擔能力を増した坊郭戸をよりの確に把握するためである。だが都市の寡占體制は商品流通を阻碍し、下等戸の上等戸への隸屬を招いた。市制崩壞後の都市市場は、國家が何らかの對策をとらねばならない對象でもあった。

熙寧五年（一〇七二）三月、王安石の市易法が實施された。市易法は、民間に低利で貸付を行って大商ばかりでなく中小商人にも資本を融通し、商人層全體の育成を圖ったが、このほか國家機關みずから商人より商品を買上げ、さらに他の商人に轉賣する條項、所謂質遷物貨法<sup>⑥</sup>を含んでいた。この條項こそ市制解體後初めて宋朝が直接に市場へ介入し、流通の主導權を回復することを圖ったものである。それ故、提擧在京市易務の任に當った呂嘉問は、王安石の支持をうけて特にこの條項を推進した。

凡そ商旅、有する所は必ず市易に賣り、或いは市肆の無き所に非ざるものも必ず市易より買う。而して本務、率ね皆な賤く買ひ貴く賣り、入るを重んじ出だすを輕んじ、廣く贏餘を收む。（『長編』卷二五一、熙寧七年三月壬戌條中辛酉條、曾布の奏）

市易務は、從來都市に流入する商品の仲介を獨占的に果していた兼併家や邸店から、その機能を奪ったばかりか、商品の流通過程に直接わり込んでいた。それは王安石の

今市易法を修め、即ち兼并の家より以て自來開店停客の人並びに牙人に至るまで、又た皆な職を失う。（『長編』卷三三六、熙寧五年閏七月丙辰）

という實施直後の言葉、また舊法黨の重鎮文彥博の

今、官をして買區を作し公に牙儉の利を取らしむ。（『長編』卷二四二、熙寧六年正月辛亥）

という言葉に徴しても明らかである。市易法の實施は都市市場の寡占體制を築いていた兼併家、邸店及び牙人に大きな打撃を與えた。がそれはともかく、市易務による市場への介入は、かつての市制が交易を場所的に捉えた方法とは違っていた。場所的統制から流通過程の内部に入り込んだ統制へ。直接的という點では同じであるが、市易法は新しい商業把握の方法を摸索していたといえる。

だが市易法は利益の侵害をうけた大商らの反對をうけて挫折した。元豐八年、低利金融策である契書金銀抵當法が抵當法として存続したのを除いて市易法は廢止された<sup>⑦</sup>。このことから見て、市易法失敗の主因は質遷物貨法であった。宋代の都市市場は國家の直接的介入を許さなかつたのである。

以後宋朝は市易法のような際立つた政策を打ち出さなくなる。一應市易法は新法黨政權時に復活されているが、詳しい内容はもとより、同じ條項がそのまま運営されたかどうかも分らない。宋朝の市易法以後の商業政策を知ることがかりは、地方市場でみられたような流通の結節點たる牙人の活用に使われられると思う。まず南宋の都市市場の構造から見よう。

杭州、人烟稠密なり。城内外、數十萬戶、百十萬口を下らず。毎日の街市の食米、府第・官舍・宅舍・富室及び諸司の該俸ある人を除く外、細民の食する所は毎日城内外一二千餘石を下らず、皆なこれを鋪家に需む。然して本州頼む所の蘇湖常秀淮廣等處の客米、湖州市の米市橋・黑橋に到來し、俱に是れ米行、接客出糶す。……城内外の諸鋪戶、毎戶専ら行頭の米市に於いて價を做すに憑り、徑ちに米を發して各鋪に到つて出糶す。鋪家、日子を約定して米錢を支打す。其の米市の小牙子、親しく各鋪に到つて支打發客す。又た新開門外草橋下の南街に亦た米市を開く三四十家、接客打發し、鋪家及び諸山鄉客に分俵して販賣するあり。街市の鋪戶と大いに徑庭あり。（『夢梁錄』卷一六、米鋪、知不足齋叢書本）

南宋の國都臨安の米市場である。米行は米牙人の組織、行頭はその頭である。まず注目したのは、米市が城門外の河川沿いに開かれ、三四十家の牙人が客商のもたらす米を集荷し鋪戶に轉賣していたことである。つまり客舟によって運び込まれる臨安の一般消費の米一二千餘石は事實上すべて牙人の手を通ることになる。しかも鋪戶は個別に行頭と取引價格

を協議していた。牙人の米價に對する直接的な影響力の大きさが見てとれると同時に、市制崩壞後の都市市場で流通のきなめになつていたのが外ならぬ牙人であつたことが分る。

次に注目すべきは臨安の米牙人に「行」組織が存在したことである。牙人の行については、かつて加藤繁氏が『五代會要』に「牙行人」という用例があることを發見され、「牙僧組合員の意であろう」と述べられた。<sup>⑤</sup>しかし今のところ宋代の文獻に、牙人組合を明示する「牙行（人）」という用例は見い出することができないし、そもそも業種を問わない仲介商人全體の組合は存在しえないだろう。加藤説は、各商品別牙人組合の存在の可能性という點から検討を要する。とすると『夢梁錄』の「米行」「行頭」は米牙人の行が存在したことを立證する上で貴重なものである。だが他の商品ではどうか。

この問題に重要な示唆を與えてくれる資料は『繫年要錄』卷一七三、紹興二十六年七月辛亥の記事である。

戸部尙書兼權知臨安府韓仲通言えらく「……又た居民日用の蔬菜果實の類、近ごろ牙僧陳獻し、團を置いて拘買し、牙錢を尅除すること太多きに因つて、細民、買賣に難きを致す。……欲し乞うらくは並びに住罷を行われんことを」と。これに従う。三事皆な漕泳の妨むる所なり。是に及んで星變に因りて罷む。

團は行と同じく商人組合をさすが、臨安府の日用の蔬菜果實を扱う牙人は流通を獨占するために陳獻して團を組織する必要がある、しかも宋朝は流通を阻碍するとの理由でこれを廢しているのである。

これから見ると、牙人の組合の自治性、永續性には國家の強い制限が加えられていた。組合の設置が商品によって認められたり認められなかったりする實情は、それが國家の流通政策と關係があつたためであろう。これと關連して鋪戸の組合との相違も見ておかねばならない。宋代の鋪戸は微細な商品に至るまで行に編成され行役を負擔していた。<sup>⑥</sup>それが重大な社會問題を引き起したために多數の資料が残されているのであるが、牙人に關しては行役の負擔を示す資料が殆どない。<sup>⑦</sup>行戸は官廳に差役されて公務に従事するわけであるが、同じく官廳で公務を行う牙人は業務に應じた牙錢の支給をうけていたのである。

これらのことから私は牙人の行について次のように考えている。牙人には各商品別の行組織は存在せず、特に必要と認められる業種にのみ國家が組織することを許し、しかもそれは行役とは關係なく、國家の流通政策に關係したものであると。

ともあれ、南宋都市市場の牙人組合は、特定の商品について流通の大元締であり、價格を統制しうる立場にあった。そして宋朝は個々の牙人を集結する組合の設立の權限を握っていた。この二つの條件を合わせるとき、市易法以後宋朝のとなつた商業統制の方向が示される。すなわち宋朝は流通過程に對して、市易法が目指した直接的掌握を斷念し、流通の結節をなす牙人を統制することで間接的に掌握していったのである。

かくて唐宋變革期における社會的分業の發展は、國家による商業把握を直接から間接へと轉換せしめ、南宋代に一つの歸着點に導いたと言ふことができよう。

## 結 語

本稿はただ牙人のみに注目し、牙人擡頭の背景を考察することによつて、唐宋變革期における社會的分業の發展、國家による商業統制の推移を追求した。だが本稿が課題とした問題は牙人だけの論證で解決しえないことも明らかである。扱えなかつた重要な問題、例えば、都市と農村の流通を媒介する定期市の機構、邸店の動向や鋪戸を構成員とする行組織の性格などが、各々市場構造と國家の政策の中で改めて問われなければならないし、市易法のもつ意義もより綿密な考證を必要とする。これらはすべて今後の課題として残された。

ところで牙人問題より見た國家の商業政策の推移も以上で盡きたわけではない。南宋の地方都市で見られたように、牙人は市場を支配する實力をもつに至っていた。宋朝が最終的に商業を把握した方法、つまり牙人を鍵とする流通過程の間接的統制は、牙人が仲介を獨占することを可能にし、國家の統制をこえさせてしまうという矛盾をもつていた。元以後の

國家は、この新たに生じた問題を解決するために別の政策を施行しなければならなくなった。流通政策の意味をもつ國家の牙人政策は更に展開を遂げてゆくのである。この問題については稿を改めて論じたい。

## 註

- 本稿引用文献の略稱は以下の通り。『宋會要輯稿』…『宋會要』、『續資治通鑑長編』…『長編』、『建炎以來繫年要錄』…『繫年要錄』
- ① 本稿一七頁に全文引用。
- ② 夏竦『文莊集』卷一三、賤商賣。
- ③ 『景定建康志』卷二三、城闕志、平止倉。
- ④ 明清の牙行について、『清國行政法』(一九一四年)、加藤繁氏「清代に於ける村鎮の定期市」、『東洋學報』二三の二、一九三六年、『支那經濟史考證』下卷所收、劉重日・左雲鵬兩氏「對、牙人、牙行的初步探討」(『文史哲』一九五七の八)、山根幸夫氏「明清時代華北市集の牙行」(『星博士退官記念中國史論集』一九七八年)などを参照した。
- ⑤ 稻葉氏「駙會・牙僧及ビ牙行ニ就テ——支那稅源ノ歴史的考察——上下」(『東亞經濟研究』五の二・三、一九二二年)、小林氏「唐宋牙人考」(『唐宋牙人考補正』、『史學』八の一・三、一九二九年)。このほか陳漢章氏「日本稻葉君山牙僧史補正」(『國立中央大學半月刊』一の四、一九二九年、邦譯、田中忠夫氏譯「牙僧史への補正」、『東亞經濟研究』一五の四、一九三一年)がある。
- ⑥ 『宋代商業史研究』(一九六八年)第五章、一、仲買業の業種と機能、また特に米牙人については同書第三章第一節(一)。
- ⑦ 本稿では牙人業務の内容を明確にするため、周旋と仲買とに區分した。各々の意味するところは本文に述べた通りである。ところで仲買人という語は、本稿で用いる狹義の用法のほか、仲立商をも含めて用いる廣義の使い方もある。仲立商とは、現代、他人の商行爲の媒介をなし手数料を受ける者の意味に用いられ、證券業者、土地賣買周旋人(不動産仲立人)、船舶仲立人などの類をさす。従って廣義の用法からいえば、牙人業務を仲買で統一することもさしつかえないわけであり、從來牙人を仲買人と譯すことがあったのも別に問題ない。ただそれは牙人機能の二側面を不明瞭にする恐れがあるのであえて狹義の用法に限定したのである。
- ⑧ 註⑥。
- ⑨ 本稿二二頁。
- ⑩ 『長編』卷二三三、熙寧五年四月丙子。
- ⑪ 『長編』卷二五一、熙寧七年三月壬戌。
- ⑫ 四川榷茶法の牙人に關して、河上光一氏「宋代四川の榷茶法」(『史學雜誌』七一の二一、一九六二年)に既に言及がある。ところで氏は行論に必要な部分を述べられたのであるから、もし今その補足部分のみを記述したのでは全體像を得られない恐れが生じる。それ故、重複を厭わず記述したことをお断りした。

い。  
 ⑬ 呂陶『淨德集』卷一、奏爲官場買茶虧損園戶致有詞訴喧鬧事狀、

(管勾堀口茶場祕書丞尹固) 須要稱茶、及向牙人道、爾等當時通出抵產在官。今來官中無錢買茶。你牙人、須著與我出錢、買茶一市。

⑭ 『宋會要』食貨三〇の一八、茶法雜錄上、元豐六年閏六月十三日、陸師閔の奏、

諸買茶場、量事務繁簡、招置有物力保護牙人。應收買起綱茶、依鄉例支牙錢。卽收買食茶、亦依鄉例。於合支價錢內、尅留牙錢、置歷、分閑忙月分均給。有餘并不應給者、並入官。

⑮ 前註⑭による。

⑯ 『淨德集』卷一一、申府帥并二司狀、

及至今月十九日、爲本場支錢併盡、有園戶三百家以來、約及三千人、止約不住、各自將茶直上監官廳、堆築團圍。祕丞尹固・主簿薛翼、語言不遜、須要稱茶、逐官各回廊宇。衆人遂便撻破薛翼袍袖、并致打隨行手力等。其牙子一十二人、並各迴避。

⑰ 『長編』卷二八二、熙寧十年五月庚午に同じ記事を載せ、堀口茶園三百餘戶、凡五千人。

⑱ 『長編』卷三六六、元祐元年二月癸酉、劉摯の奏、官所給錢、糜耗於公者、名色不一。如預借息錢・驗引・頭子錢・稅錢之類、費用常以過半。每歲春、官司預以券給借錢糧、必以牙儉保任之。及輸入之日、驗引交稱、又牙儉主之。

⑲ 前註⑱による。

⑲ 『長編』卷三六六、元祐元年二月癸未、蘇轍が茶法の沿革を述べて、

(陸師閔) 奏乞、於成都府置場、客旅見無錢買茶、許以金銀諸貨折博。遂以折博爲名、多遣公人・牙人、公行拘攔民間物貨入場、賤買貴賣、其害過於市易。

また『淨德集』卷三、奏爲繳連先知彭州日三次論奏權買川茶不便并條述今來利害事狀、

一、名爲茶法、却販布并大寧鹽及陶器、并運解鹽入川、相兼收受。近更置博易茶場、買絲綿袖絹紗羅綾布金銀楮皮臘紙香藥米豆等、出息貨賣。仍許監官出外招誘、及遣牙子、往諸縣編攔。其害過于市易。

⑳ 前註⑱ 『宋會要』陸師閔の奏、

諸提舉司人吏・貼司・軍典・及茶場專典・庫秤・牙人等、因公事取與財物、依轉運司人吏法。(引領過度、首從皆用此法)

㉑ 前註⑲ 『淨德集』卷一、

去年時節、每斤賣得七十八文。今來只賣得五十文。除牙子錢了、收得四十七文。

㉒ 前註⑲による。

㉓ 前註⑲による。

㉔ 『淨德集』卷三、奏乞罷權名山等三處茶以廣德澤亦不闕備邊之費狀に、

自權法之行、茶有牙稅・脚息・頭子・籠索等錢、皆爲無名之歛。

とある牙稅は所謂牙契稅ではなく、例えば前註⑲ 『長編』の後文に、

今多作名目、如牙錢・打角錢之類、至收五分以上。という牙錢に同じ。

㉘ 前註①『長編』劉摯の奏の後文、

官吏以息爲功、以功第賞、既進官減年矣。又以息額之餘錢、使與胥吏・牙儉分取入己。曰用市易法也。

㉙ 熙寧五年三月發布の市易法條文による（引用は『宋會要』食貨三七の一四、市易、中書省の奏）。

並於市易計置、許召在京諸行鋪戶牙人、充本務行人牙人。內行人令供通已所有、或借它人產業金銀、充抵當、五人以上爲一保。遇有客人物貨出賣不行、願賣入官者、許至務中投賣。

勾行牙人與客人平其價。據行人所要物數、先支錢買之。

㉚ 『宋會要』食貨六四の四三、和買、紹興六年二月二十三日（食貨五五の一八、雜買務にも見える）、

詔、太府寺置牙人四名、收買和劑局藥材、每貫支牙錢五文、於客人賣藥材錢內支。如入中、依市直定價、賣牙人辨驗無偽濫、堪充修合狀、監官再行審驗、定價收買。

同五月十五日、

朝旨、每貫於客人處、更支牙錢二十文。以無人應募也。

㉛ 前註②による。

㉜ 前註③による。

㉝ 『宋會要』食貨三八の三九、互市、隆興二年十二月十八日條に、舊制として紹興十二年八月以來の權場の制が述べられている。

舊制、……其客人販到物貨、令主管官斟量、依市直估價、通放過准。每貫收息錢二百・牙錢二十・脚錢四文。牙錢以十分

爲率、九分官收、一分均給牙人。其脚錢盡數支散脚戶。

ところで客商から徴收した牙錢の九割を官收とすることの意味は何であらう。官の利潤としては既に一貫につき二百文、すなわち二〇%が見込まれている。さらにその上、牙錢一・八%が見込まれたとも考えられないでもないが、當時一般的に仲介手数料二%が相場として認められていたため、それをすべて牙人に支給すると、収入においてあまりに他の官吏とのバランスがくずれて都合悪かったのではないか。宋金貿易は、加藤氏が賄賂軍權場の年間總収入を十四五萬貫と二十萬貫と計算された如く、巨額の交易だったのである（『宋と金國との貿易に就いて』『史學雜誌』四八の一、一九三七年、『支那經濟史考證』下巻所收）。

㉞ 秦九韶『數書九章』卷二、推知糶數、

和糶三百萬貫、求米石數。聞每石牙錢三十、糶場量米折支。

牙人所得、每石出牽錢八百、牙人量米四石六斗八合、折與牽頭。欲知米數・石價・牙錢・牙米・牽錢各幾何。

答曰、糶到米一十二萬石。

石價二十五貫文。

牙錢三千六百貫文、折米一百四十四石。

牽錢一百一十五貫二百文。

『數書九章』は淳祐七年ごろ成立した南宋の代表的數學書であり、扱われている數値は當時の相場を示していると考えられる。さて、この資料を紹介された斯波氏は「一斗二百五十文、牙錢每石三十文で一割二分となり、そのほか折米一百四十四石の収入があった。」と述べられているが（前掲書四〇五頁）、私

の解釋は異なるので再説しよう。

まず牙錢の率は、

$$\text{每石牙錢 } 30\text{文} + \text{石價 } 25,000\text{文} \times 100 = \text{牙錢率 } 0.12\%$$

ゆへに、

$$\begin{aligned} \text{牙錢總額 } 3,600\text{貫文} + \text{和糶總額 } 3,000,000\text{貫} \times 100 = \text{牙錢率} \\ 0.12\% \end{aligned}$$

となり、〇・一二％である。次に折米については、解法に「石價除牙錢得牙米」とあり、

$$\text{牙錢 } 3,600\text{貫文} + \text{石價 } 25\text{貫文} / \text{石} = \text{牙米 } 144\text{石}$$

の計算から、牙米一四四石が得られる。つまり牙錢三六〇〇貫文を石數に換算したものが折米一四四石にはかならず、これが牙米である。少し話はそれるが、これから「牽錢」の内容が分るので觸れておこう。設問には「每石出牽錢八百」とあるだけで一見「和糶米一石につき」の意にとりかねないが、解法には「以牽錢乘牙米得牽錢」と説明されている。つまり、

$$\text{牽錢率 } 800\text{文} / \text{石} \times \text{牙米 } 144\text{石} = \text{牽錢 } 115,200\text{文}$$

の計算となり、牽錢とは牙米（折米）一石につき八〇〇文なのである。すなわち牽錢は牙人の収入である牙米の中から支給されることになる。そしてこれは、

$$\text{牽錢 } 115,200\text{文} + \text{石價 } 25\text{貫} / \text{石} = 4,608\text{石}$$

の計算で得られる四石六斗八合の米で、牙人が牽頭（人夫であるらう）に支給するのである。

以上をまとめると、糶場の牙人は和糶場より〇・一二％の牙錢を現物の米で受けとり、これを牙米と稱した。そして牙人は牽頭に牙米一石につき牽錢八〇〇文をやはり米で支拂った。す

なわち牽頭は牙人が雇ったものである。

㉔ 王之道『相山集』卷二〇、論和糶利害劄子、

百姓尋常入市糶賣、其鋪戶於糶羅名下、每斗各收牙錢一二十文。

これについて、池濃勝利氏「南宋代の江南西路産米の市場流通について」、『集刊東洋學』三八、一九七七年）は、王之道の認識する消費者米價（同文中に「州都市價、每斗二百文足。」とある）の一二割に相當すると述べられている。ところで、この資料は池濃氏も斷られているように、農民と鋪戶の間の取引であることに注意すべきである。鋪戶の牙錢は、牙人のそれと同じ内容であろうか。速断できないので、ここでは資料に見える牙錢の例として一應參考に供するに止めたい。

㉕ 従來說かれてきた牙錢率は、低くて五分一割（河上光一氏『宋代の經濟生活』一九六六年、二五九頁）、高ければ一割二割（斯波氏前掲書四〇五頁）、或いはそれ以上（池濃氏前掲論文）である。だがこれらの數値は何れも、官廳の牙人と民間の牙人が區別されていないという點、註㉔『相山集』の鋪戶の場合に基づいているという點などから、不十分な推測であった。民間牙人の牙錢率を示す資料が乏しいのは残念であるが、假りに権場の場合で推測したように二％が郷例によるとすれば、茶場の場合と合わせて二く六％となり、明清民國期の牙錢より幾分高めぐらいではなかったらうか。

㉖ 例えば権場牙人の場合、『夷堅志補』卷六、張本頭に、

壽州下蔡縣、並准置權場。大貳吳五郎主之、幹南北行商之貨、所得不貲。

③ 榷場は註⑩、太府寺は註⑪による。

④ 南宋代には經濟官廳の牙人に對する規定が作られていたらしく、榷貨務の場合、『宋會要』食貨二七の三八、鹽法、乾道八年正月十七日條に「牙人法」が見えてゐる。

⑤ 前註⑥による。

⑥ 『宋會要』食貨三〇の三九、茶法雜錄、政和二年八月二十六日條、通商法政令に牙人の評價した價格が適正であるかどうか確認する手續が含まれてゐる。

⑦ 前註⑦による。

⑧ 『宋會要』食貨五六の六、金部、紹興九年六月二十一日（職官二七の七〇、編估局）、

詔、三路市舶司、香藥物貨并諸州軍起到無用贓罰衣物等納訖、牒報編估局。官吏將帶合用行牙人、前去就庫、編揀等第色額訖、差南綱牙人等、同市舶司、看估時直價錢、供申尙書金部。

⑨ 『宋會要』食貨四一の六、和糴、淳熙六年正月十四日、

訪聞、從來委官置場、和糴米斛、多是被牙儉公吏、與中賣之人、通同作弊。此之市直、高擡價例、贏官錢、所委官恬不看察。或糴濕惡米斛、不耐久貯、因而腐爛、失陷官物。

⑩ 『宋會要』食貨四の一、方田、政和二年十月七日（同七〇の一八一）に、方田事務の公正を期すための措置を載せて、

兼近降敕命、不用本州縣官吏・公人・莊宅牙人・都攢・書算一行人。

⑪ 『宋會要』食貨六一の二、官田雜錄、紹興元年六月九日（同五の二〇）に、官田を承佃する人戸の破産、逃移の原因を列舉して、

或有因抵請市易官錢營運、或買樸坊場、或赴場監請鹽、通出田宅抵當、多是計會估量官吏・田宅牙人、虛添畝角、增擡錢數。……更有逃戶絕戶田產、因估量田宅牙人等乞覓、逐處社甲不從、故重立租課、亦無人願佃。

⑫ 『宋會要』食貨六一の三四、官田雜錄、淳熙元年六月十八日條に、官田出賣の狀況を述べて、

蓋已賣者、盡皆膏腴之田、富家大姓、計囑官吏牙儉、低估價直。却將中下之田、高其價直。是致無人承買。

⑬ 徐經孫『宋學士徐文惠公存稿』卷三、上丞相賈似道言限田は、景定四年實施の公田法を論じ、その手續が徹底しない有様を述べてゐる。

又不知官所給價、將決于官牙耶、亦祇據其契面舊田之好惡、將聽人戸所申耶。

⑭ 『繫年要錄』卷一八二、紹興二十九年閏六月癸酉、和糴米に就いて、

戶部乞、令諸州守倅逐旬審度估定。每石量增市價一二百錢。每椿收及一年、聽除一釐充折耗之數。仍令牙人把斛交量、勿用斛子。……從之。

⑮ 『宋會要』食貨二一の四、酒麴雜錄、隆興元年十月二十三日、糴場舊令、賣米牙人充斛子。今欲於下節司選兵士斛子五名、每半年一替。……從之。

⑯ 『晦菴先生朱公文別集』卷九、施行專欄牙人不許妄收力勝等錢、

切慮、牙人并稅務專欄、不依先來約束、仍前收納力勝等稅錢、及牙人妄有邀阻減尅牙錢之類。

④⑧ 『長編』卷二九九、元豐二年七月甲戌、

河北沿邊安撫司言、……其雄・朔州・安肅・廣信軍四榷場牙人、於北客處、鉤致邊情。乞選舉通判及監官、考其真事虛實、如至和元年詔賞罰。從之。

④⑨ 『皇宋中興兩朝聖政』卷二八、紹興十二年五月乙巳、

軍器監主簿沈該、知盱眙軍、措置榷場。凡榷場之法、商人實百千以下者、十人爲保、留其貨之半在場、以其半赴泗州榷場博易、俟得北貨、復易其半以往。大商悉拘之、以待北賈之來。兩邊商人、各處一廊、以貨呈主管官、牙人往來評議、毋得相見。每交易千錢、各收五厘息錢入官。

⑤⑩ この事件は『宋會要』刑法二の一五三、禁約に詳細に載せられてゐる。それによると、楊康は浙江賣羊官圈の都牙人であるという。都牙人が何であるかは分らないが、字面から判断すると官廳に雇われている牙人の責任者か。その都牙人が「その儕輩をして拱手失業せしめ」ようとした事件であり、そこには同業者共同の繁榮をめざす姿勢はみられない。

⑤⑪ 前註⑤論文。『五代會要』の記事は、

其有典質倚當物業、仰官牙人・業主及四鄰、同書文契……、  
（卷二六、市、後周廣順二年十二月、なお『冊府元龜』卷六一三、刑法部に同文あり）

⑤⑫ 斯波氏前掲書二九二頁。

⑤⑬ 立契を要する人身雇傭の場合、『夢梁錄』卷一九、顧覓人力に、

如府宅官員・豪富人家、欲買寵妾・歌童・舞女・廚娘・針線供過・鬪細婢妮、亦有官私牙嫂・及引置等人、但指揮、便行

踏逐下來。

と、官私牙嫂の例があり、立契を要しない普通動産の場合にも、『宋會要』食貨三七の一二、市易、天聖八年三月に、

京城浩穰、鄉莊人戶、般載到柴草、入城貨賣不少。多被在京官私牙人出城接買、……

と、柴草を官私牙人が接買している例がある。二例は何れも官私の別が業種別に、すなわち立契の要・不要に示している。なお氏が根據とされた四つの資料は、本文に述べる私の解釋に従つても理解できると思う。

⑤⑭ 前註⑬による。

⑤⑮ 数少ない例として、『慶元條法事類』卷七四、刑獄門、老疾犯罪、戸婚赦（同、賞格にもある）に、

諸老疾應贖人、充莊宅牙人者（私牙人同）、杖壹佰、許人告、仍伍佰里編管。

⑤⑯ 例えば『名公書判清明集』婚嫁類、將已嫁之女背後再嫁、同書雇賃類、時官販生口礙法に、女僮の官牙、『夷堅志』卷五、張九紈人田に、田宅の官僮、『景定建康志』卷二六、提鎮江淮茶鹽所、馬光祖の申請六事に、茶の係籍官牙、その他の用例がある。

⑤⑰ 久富壽氏「南宋の財政と經總制錢」（『北大史學』九、一九六四年）

⑤⑱ 斯波氏前掲書五〇七～五一二頁。

⑤⑲ 梅原郁氏「宋代商稅制度補説」（『東洋史研究』一八の四、一九六〇年）、斯波氏前掲書五一二～五二二頁。

⑥⑩ 小野寺郁夫氏「宋代における都市の商人組織『行』について

て」(『金澤大學法文學部論集』一三、一九六六年)

61) あらゆる市場において牙人が支配的勢力であったと言えないことは勿論である。例えば黄榦は米價についていう。

且市價起於何人、不出於民、不出於官、而出於牟利之商賈。

今日一貫、明日二貫、又明日三貫。市之牙儉、從而和之。此細民所以受病也。而可從之乎。(『勉齋集』卷一二、復吳勝之湖北運判)

ここには市價は主として商賈によって決定されるという認識があり、牙人は副次的にとらえられている。市場によって事情が異なることは當然豫想される。

62) 義烏縣では酒の販賣にも櫃戸、牙人を使ったことがある。

乾道初、有宰驪八郷牙櫃、列之市肆、商賈爭來、醴酤倍入。

(陳亮『龍川文集』卷一六、義烏縣減酒額記)

63) 仁井田氏『唐宋法律文書の研究』(一九三七年)第二編、斯波氏前掲書第二章。

64) 典型的な事例は『長編』卷四四九、元祐五年十月戊戌條、岑象求の王安禮彈劾文である。日野開三郎氏『唐代邸店の研究』(一九六八年)一八六～一九〇頁に詳細な分析がある。

65) 日野氏『唐代邸店の研究』一五四～一九八頁による。

66) 邸店の機能については、日野氏前掲書、斯波氏前掲書四〇七～四一七頁参照。

67) 「宋代の商習慣『賒』に就いて」(『東洋文化研究』一、一九四四年、『支那經濟史考證』下巻所收)

68) 斯波氏前掲書四〇三～四〇四頁に、『作邑自箴』の牙人關係資料が集められている。

69) 例えば、『冊府元龜』卷五一〇、建中四年六月、同書卷五〇一、貞元九年三月、『舊唐書』卷四八、食貨志、元和四年閏三月、『冊府元龜』卷四九四、開成五年十月、『五代會要』卷一六、市、後周廣順二年十二月の各條など。

70) 牙人が都市から農村へ進出するようになると、農村からも牙人が現われてくる。例えば『夷堅支景』卷一、江陵村儉の猪家の仲介を行う村儉、『夷堅支癸』卷五、陳泰冤夢の甲首でもある廻儉曾小六は何れも農民である。

71) 大澤正昭氏『唐宋變革期の歴史の意義——日・獨(DDR)——歴史學學術交流のために——』(『歴史評論』三五七、一九八〇年)に生産力發展に關する學說整理が行われている。

72) 日野氏『唐代邸店の研究』四一五～四四〇頁。氏によると、城内の限定的商業區域「市」は周邊鄉村農民の交換經濟の場としての役割を果たしていたが、中でもそこで開催される定期市は誰でも参加しうる機會であり、周邊農民の重要な取引場所であった。

73) 加藤氏『唐宋の草市に就いて』(『史學雜誌』三七の一、一九二六年)、『唐宋時代の草市及び其の發展』(『市村博士古稀記念東洋史論叢』一九三三年、ともに『支那經濟史考證』上巻所收)、日野氏『續唐代邸店の研究』(一九七〇年)

74) 梅原氏『宋代の戸等制をめぐって』(『東方學報』京都四一、一九七〇年)

75) 宮崎市定氏『中國近世における生業資本の貸借について』(『東洋史研究』一一の一、一九五〇年、『アジア史研究』第三所收)に、市易法廢止直前の貸付狀況が一覽表として示されて

いる。小口貸付が戸数において九三%を占め、中小商人の營業に多大の便宜を與えたこと、大口貸付が金額において六五%を占め、大商人もやはり多大の便宜を得ていたことが分る。

⑦⑥ 『宋會要』食貨三七の一四、市易の市易法條文より該當箇處を整理して掲げる。

(A) 遇有客人物貨出賣不行、願賣入官者、許至務中投賣。勾行牙人與客人平其價。

(a) 據行人所要物數、先支錢買之。

(1) 如願折博官物者仍聽。

(2) 以抵當物力多少、許令均分除請、相度立一限或兩限、送納價錢。若半年納出息一分、一年納即出息二分、以上並不得抑勒。

(b) 若非行人見要物而寔可以收蓄變轉、亦委官司折博收買、隨時估出賣、不得過取利息。

(B) 其三司諸司庫務年計物、若比在外科買、省官私煩費、即亦一就收買。

市易法條文の解釋、市易三法の内容と變遷に關して様々な見解が行われている。詳しく整理する餘裕はないので、行論に必要な限りで私見を述べよう。ここに掲げた箇處はすべて市易務による商品の購入と販賣を軸として構成されている。すなわち全體が、(A)客商が商品を市易務に持ち込む場合と(B)三司諸司庫務が必要とする物資の收買とに分けられる。(A)はさらに、(a)行人が必要とする商品、(b)行人が不要とする商品の場合に分けられ、そして(a)には(1)客商の折博(他の商品との交換)を許す條と、(2)行人に除請(掛賣)を許す條が附帶されている。私は(A)

全體が質選物貨法であると考えているが、これは(2)の除請にみられる如く、結保除物法と密接に繋がっているのである。また、低利金融策である結保除錢法・契書金銀抵當法は施行時の條文に明示されず、元豐期の資料から内容が知られる。ともあれ市易法の骨子は、市易務の購入販賣による市場政策及び低利金融策であると考える。

⑦⑦ 大崎富士夫氏「市易抵當」(『廣島商大論集』一〇の一、商經編、一九六九年)

⑦⑧ 「唐宋時代の商人組合『行』に就いて」(『白鳥博士還曆記念東洋史論叢』一九二五年)。「五代會要」の記事は、卷二六、市、後周廣順二年十二月の開府の奏に見える「祇仰牙行人・店主、明立期限、勒定文字、遞相委保。」である。ただし同氏の「唐宋時代の商人組合『行』を論じて清代の會館に及ぶ」(『史學』一四の一、一九三五年、「支那經濟史考證」上卷所收)では觸れられていない。

⑦⑨ 『長編』卷二二六、熙寧五年閏七月丙辰、王安石の言に、呂嘉問見今買賣、亦輒取問商旅牙行人、自來買賣與今來市易務買賣、利害何如、各令供狀。

とあり、「牙行人」が見えている。しかし市易法が客商・牙人・行戸の利害と深い關係をもっていたことを考えるなら、新法の利害如何を問うのに、行戸をはすすことは不自然である。従つてこの「牙行人」は牙人と行人の謂であらう。

⑦⑩ 小野寺氏註⑥⑩論文。

⑦⑪ 『西山先生真文忠公文集』卷七、申御史臺并戸部照會罷黃池鎮行鋪狀に、

嘉定八年十二月……、今據廣德軍等處勘到陳德新・查文明等情節、如根刷牙鋪、籍定姓名、置曆科敷、抑令供納縷帛香貨、魚肉蔬果之屬、有償其半直者、有僅償些小者、有三分不償其二者、有分文不支者。

と、ある地方官が牙鋪（牙人の鋪戶兼管か牙人と鋪戶の二者かは分らない）に對して不當な供納を強制したことを載せているが、これはむしろ例外的であらう。

⑧ 鋪戶の場合であるが、宋代の「行」が如何なる性質をもつ組織であったかについて、基本的には加藤氏（註⑧論文）と小野寺氏（註⑨論文）の二説がある。加藤説は、商人の自治組織としての機能を重視し、行による獨占の代償として行役を負担し

たとし、小野寺説は、行役を通じて國家に奉仕させるため上から組織されたもので、行戶を坐賣乃至は單に都市の商人と考へて大差ないとする。兩説は行の結成過程、國家との關係において對立する見解をもっているが、行役の存在という事實が大きな觀點になつてゐる點では變りない。行が市制解體とともに發生し、しかも國家との關係が無視できないとすれば、當時の流通機構、國家の商業政策の中で捉えなおす必要がある。

ところで小野寺氏は、官が行を組織する對象を考察される際、市易法で行戶と牙人が區別されていることに注意されている。明言されていないが、おそらく牙人は行に編成されていないと考えられたのだと思う。

## The Ya-jen 牙人 of the Sung Period

MIYAZAWA Tomoyuki

One striking feature of the history of Sung commerce is known as the coming to the fore of the *ya-jen* 牙人. The *ya-jen* were originally free agents who mediated between the dealers and earned a commission for doing so, but during the Sung dynasty they also functioned as middlemen who traded in commercial goods themselves. This article will try to look into the changes of the market organization during the T'ang and the Sung from the differentiation and expansion of the functions of the *ya-jen*. It will also examine the changes in state concern towards commerce, starting from the changes in policies of the Sung Court towards the *ya-jen*.

Regarding first the relations of the *ya-jen* with the Sung Court, the *ya-jen* who were employed in finances increased rapidly after the "state trade system policy" (*shih-yi-fa* 市易法). Their job was the investigation of the quality of the goods purchased by the government and the estimation of their value, and it was based on their mediating function. These *ya-jen* were probably called "governmental *ya-jen*" (*kuan-ya* 官牙), but during the Southern Sung also the normal, that is "private *ya-jen*" (*ssu-ya-jen* 私牙人) began to be involved in the economic policies of the Sung Court. Especially the local officials used the *ya-jen*, who were familiar with the market, in implementing the trade policy in the area under their jurisdiction, and the financial policies imposed by the central government. And in this case the function of the *ya-jen* used also included, as we can see in the rice trade, the middlemen-function.

If we look back at the process during which the *ya-jen* evolved from commission agents to middlemen, we are able to infer from the sources that the *ya-jen* middlemen had as their object the daily consumption goods which were sent from the villages to the cities. That is, the changes in the economic relations of the villages with the cities in the T'ang and Sung periods produced the *ya-jen*-middlemen. The former trade organization which was maintained by means of market regulations

broke down, and instead the *ya-jen* began to take care of the trade between the villages and cities. The state at first considered the *ya-jen*-middlemen as undesirable but, in the end, acknowledged their importance and used them for its trade policies.

Next I investigate how the Sung Court changed its methods of commerce control in answer to the trade development at that time, which we can discern through the evolution of the middlemen-function of the *ya-jen*. After the dissolution of the market regulations which restricted the locations of trade, the *shih-yi-fa* was enacted. The *shih-yi-fa* didn't differ from the market regulations in as far as it directly controlled commerce, but it did differ in that it had as its target for control the trade process as such. But the *shih-yi-fa* failed. The Sung city markets didn't allow for the direct intervention of the state. Afterwards the *ya-jen* were the core of the commerce control adopted by the Sung Court. The *ya-jen*-organizations of the Southern Sung were in the position of controlling the prices as a vital link in trade; but the Sung Court had the sole power of approval for the foundation of such organizations. So, the Sung Court abandoned their direct grasp on trade at which the *shih-yi-fa* aimed, and carried out an indirect command by controlling the *ya-jen*.

## The Eastern Domain of the House of Hülägü

MATSUDA Kōichi

The Mongol State at the beginning of the 13th century, founded by Chinghiz-Khan, was a collective body formed by the domains of Chinghiz-Khan himself and of his children. Every individual prince possessed pasture lands and several chiliarchs (*ch'ien-hu* 千戶) and they also owned rights on recently obtained areas as for instance China. This article investigates in which way this system of enfeoffments (*fen-feng-chih* 分封制) originated by Chinghiz-Khan was continued during the historical course of the Mongol Empire, focusing on the domain of Hülägü, third son of Tolui, a grandson of Chinghiz-Khan, which was located in Mongolia and China. (After the foundation in 1258 by Hülägü of the Il-Khan state